

井溝整備のお達示

—高政公より松浦の庄屋百姓へ—

資料所蔵並二提示

金員 河野 公 留

(説解並解説) 田 塚 弘

惣中遣外 其村中井ミそ又川十
其年の水にすなはせ出し水つかへ
久所并古川水才今度ほらせ

此已未大水出ハ又砂はせ出し
水溝右之河才井ミそすなはてふ
さかリ可申ハ間何時にても大水出
小時は井ミそ河才よくたおまは
り見合て歎五丁にても捨丁にても
可入且と持せ出し川才そへすなか

此の已未、大水出で候は又砂はせ出し、水溝右
の川才井ミそすなはてふさがり中す可く候間、併跡
にても大水出で候時及井ミそ河才よくたおまは
り見合て、歎五丁にても捨丁にても入る可き程持たせ出し、
川才そへ破がきとらせ、少一も水のつかへやる様仕

るべく候。
油断仕又前二のことく砂はせ出し、井溝さがり候て、五百人三
百人手間も入ることとて候間、水出で候度毎に少一も砂たまりこれ無
様に、川才そへかきとりやせ可申すべく候。若一此の旨油断仕、井
みぞ川尻へき、田畠、候及ば其の村の庄屋百姓共事に仰せ
付せらるべく候間、堅く其へ意を傳へ候。

此状の趣たしかに其の意を得候旨、則大請狀仕り相越
すべき者なり。

(解説)

高政の民政についてのお勅書又、大庄屋、庄屋定の農事
といま一ヵ月左數種の文書が發見されてゐるが、これ及小
河川、水路の整備を嚴しく勧めた特殊なもので、外の文
書と同様かなり芸がこまかい。それが漁村松浦に對する
ものであること、庄(農村)から類書が出ていないこと
と考へ合せて、この文書の意義がいかにも感じる次第
である。

可相越者也

□ 二月 □ 日 高政印

加三郎 伊三郎方へ

印セシム
事へ十三支不附
日エ何日が不附

〔其村之庄屋百姓共事に仰せらるべく候間、堅く其へ意を傳へ候。〕

請狀ノ承知の旨ノ文書